

やまなし労働

Yamanashi
Roudou

- 勤労者福祉資金融資制度 2
- 産業技術短期大学校一般入学試験前期日程 3
- 平成27年度男女共同参画推進事業者等表彰募集 4
- パートタイム労働法が変わります
(平成27年4月1日施行) 5
- ジョブ・カード制度を利用しませんか 6

2014年 冬号 No.656

「山梨県子育て就労支援センター」を開設しました

県では、JA会館5階の「やまなし・しごと・プラザ」内に、子育て中の求職者の仕事と子育ての両立を支援する「山梨県子育て就労支援センター」を平成26年10月1日開設しました。

今後も幅広い年齢層の就職を支援するとともに、県内企業の人材確保を支援します。

- ◇施設 「ジョブカフェやまなし」キャリアカウンセリング、職業適性診断
「山梨県求職者総合支援センター」
住居確保・生計維持・能力開発に係る情報提供及び相談、総合支援資金貸付の情報提供、求人情報の提供、職業相談・職業紹介
「山梨県子育て就労支援センター」
保育の確保・子育て支援制度・能力開発に関する情報提供及び相談、求人情報の提供、職業相談・職業紹介
*カウンセリング等すべて無料
*併設のハローワークで求人情報の提供、職業相談・職業紹介を実施
- ◇場所 山梨県JA会館 5階 (甲府市飯田1丁目1-20)
- ◇開所時間 月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (カウンセリング、生活相談、子育て情報提供・相談のみ)
(日曜日、祝日、12/29～1/3は休み)
- ◇問い合わせ やまなし・しごと・プラザ内
「ジョブカフェやまなし」TEL 055-233-4510 FAX 055-233-4518
「山梨県求職者総合支援センター」TEL 055-223-1859 FAX 055-226-8618
「山梨県子育て就労支援センター」TEL 055-226-1188

「やまなし合同就職説明会2015 for December」の開催について

県では、山梨県中小企業団体中央会へ委託し、平成27年3月大学等卒業予定者等の県内就職と県内企業の人材確保を支援するため、「やまなし合同就職説明会2015 for December」を開催します。

- ◇日時 平成26年12月10日(水)午後1～4時(受付は午後0時30分から)
- ◇対象 ・県内への就職を希望する平成27年3月大学等卒業予定者(高校生含む)及び卒業後概ね3年以内の既卒者
・山梨県内を就業地とする「求人票(大卒者)」または「高卒求人票」が管轄のハローワークに受理されている企業
- ◇場所 ベルクラシック甲府(甲府市丸の内1-1-17)
- ◇内容 (1)企業と個別面接 (2)各種相談コーナーの設置
- ◇参加方法 ・求職者の方は、事前に申し込みは不要です。 ・企業の方は、事前の申し込みが必要です。
- ◇参加費用 無料(交通費等は参加者の御負担となります。)
- ◇委託先 山梨県中小企業団体中央会
- ◇問い合わせ 山梨県中小企業団体中央会 労働対策課 TEL 055-237-3215 FAX 055-237-3216

新卒未就職者等就業体験支援事業 OJT受入事業所募集中

県では、平成26年春大学等を卒業、又は、大学等を卒業してから3年以内の未就職者を対象とした就職支援事業を、次の人材派遣会社に委託して実施しています。

委託先においては、労働者派遣によるOJT研修受入企業を募集しています。

条件等の詳細のお問い合わせ、お申し込みについては、受入れる事業所の所在地によって、次の受託業者までお願いします。労政雇用課では受け付けていません。

- ◇事業名 「新卒未就職者等就業体験支援事業」
- ◇国中地域 受託業者(株)パソナ 連絡先 電話番号055-236-5011
事業関連URL <http://www.pasona.co.jp/pr/yamanashi/shinsotsu/>
- ◇富士・東部地域 受託業者(株)アシストエンジニアリング 連絡先 電話番号055-274-8117
事業関連URL <http://assisteng.net/mishuushoku.html>

山梨県勤労者福祉資金融資制度

県では、勤労者が安定した生活を送れるよう、低利の生活資金融資を行っています。

- ◇対象者 県内に居住し、従業員300人未満の中小企業に1年以上雇用されている方など。
- ◇資金使途 医療、慶弔、教育、住宅補修、災害、その他の資金
- ◇金利 年1.69%（別途保証料が必要です）
- ◇融資限度額 100万円
- ◇返済期間 5年以内
- ◇問い合わせ 詳細は次のお問い合わせ先までお電話ください。【県労政雇用課】055-223-1561

中小企業処遇改善支援事業のご案内

県内の中小企業が人材育成、経営力改善、販路拡大、生産性の向上などを図りながら、同時に、賃金の引上げや非正規雇用従業員の正規雇用化など、在職者の処遇改善につなげる取り組みを支援するために、専門家を派遣します。ぜひご利用ください。

- 【派遣期間】平成27年3月末まで
- 【派遣回数】1中小企業につき、6回まで
- 【派遣費用】無料
- 【問い合わせ】県労政雇用課 TEL055-223-1561

障害者雇用安定促進助成金のご案内

障害者を雇用している中小企業に対する山梨県の助成制度です。

- 国の特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金という。」）の修了後1年間助成します。

*特開金は国の制度ですので提出先は別になります。

- まずは、継続雇用計画書の提出が必要です（特開金の最終期の申請と同時期）。

<対象者ごとの支給時期・支給額>

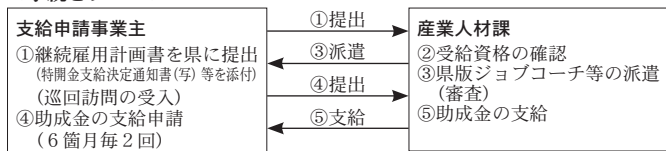
	雇用	1年	2年	3年
重度障害者等 (週30時間以上)	特開金 2,400千円	県助成金 200千円		
重度障害者等 (週20～30時間)	特開金 900千円	県助成金 200千円		
重度障害者以外 (週30時間以上)	特開金 1,350千円	県助成金 100千円		
重度障害者以外 (週20～30時間)	特開金 900千円	県助成金 100千円		
重度障害者等雇用促進助成金の 対象となった受給者	重度障害者等雇用 促進助成金 200千円	県助成金 100千円		

※「重度障害者等雇用促進助成金」は廃止となりましたが、その受給企業も再度この助成金の対象となります（不明な点はお問い合わせください。）

- 重度障害者等（重度身体・知的、45歳以上の身体・知的、精神障害者）以外にも含む全ての障害者が対象となります。

- 県版ジョブコーチ等が事業所を訪問し、職場定着のための支援を行います。

<手続きフロー>



*支給申請書提出時において、支給対象者が既に在籍していない場合は該当しません。

詳しくは下段の概要をご覧ください。

【お問い合わせ】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県産業労働部産業人材課技能振興担当 TEL:055-223-1566 FAX:055-223-1560

障害者雇用安定促進助成金の概要

- ・障害者を雇用した場合に支給される特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という）が満了になる中小企業が引き続き障害者を雇用する場合に20万円を限度に助成金を支給する制度です。

1 支給要件

次の要件の（1）から（4）までのいずれにも該当する事業主

- （1）雇用保険の適用事業主であること。
- （2）資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は、常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主
- （3）山梨県在住の障害者（身体・知的・精神）を、公共職業安定所又は、適正な職業紹介事業者の紹介により常用労働者（1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く）としてH23.4.1以降に県内の事業所に雇用し、特開金受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。
- （4）特開金を支給対象期間満了日まで受給していること。

2 助成内容・期間等

- （1）重度障害者等→1人につき6箇月あたり10万円（総額20万円）
*ただし、重度障害者等雇用促進助成金を受給している場合は、6箇月あたり5万円とします。
- （2）重度障害者等以外の障害者→1人につき6箇月あたり5万円（総額10万円）
- （3）助成対象期間は特開金支給対象期間の末日の属する月の翌月から12箇月です。助成対象期間前半の6箇月を第1期、後半の6箇月を第2期とします。
*支給要件に該当すると思われる中小企業の方は**特開金支給対象期間終了後2箇月以内**に「継続雇用計画書」を作成、押印のうえ、「特開金の支給決定通知書」の写、支給対象者であることを証する書類の写を添付し、提出願います。「継続雇用計画書」の到着後、受給該当の有無を連絡の上、当該企業を巡回訪問します。
*支給申請書提出時において、支給対象者が既に在籍していない場合は該当しません。

平成27年度県立産業技術短期大学校 一般入学試験・前期日程

産業技術の高度化、情報化などが進展する中で、幅広い知識と最新の技術・技能を身に付けた「実践技術者」を育成し、本県の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。ものづくりとホスピタリティを理念として、これまで機械電子、情報、観光分野に多くのスペシャリストをおくり出しています。

- ◇試験日 平成27年2月5日(木)
- ◇出願期間 平成27年1月13日(火)～1月29日(木)
- ◇試験会場 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス(甲州市塩山上於曾1308)
- ◇応募資格 高等学校卒業生及び平成27年3月高等学校卒業見込者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ◇募集科及び試験科目

塩山キャンパス		
学 科	訓練期間	一般試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接
観光ビジネス科	2年	英語Ⅰ、英語Ⅱ、面接
情報技術科	2年	数学Ⅰ、面接

都留キャンパス		
学 科	訓練期間	一般試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接

- ◇授業料等 入学検定料：18,000円 入 学 金：県内者169,200円/県外者282,000円
授 業 料：年 額390,000円(4月と10月の2回に分けて納入)
- ◇問い合わせ先 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 教務学生課
TEL：0553-32-5201 FAX：0553-32-5203

職業訓練のご案内

受講者
募集中

平成26年12月～平成27年2月 開講分

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553(32)5202			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)
SNSビジネス活用「ブログ編」	12月	夜	2,100
ファンリテーション研修	2月	昼	2,100
社会保険実務	2月	昼	2,100

県立峡南高等技術専門学校 TEL0556(22)3171			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)
アクセス基礎	12月	夜	2,100
初心者のためのパソコン講座	12月	夜	2,100
ワード基礎	1月	夜	2,100
エクセル基礎	1・2月	夜	2,100
パワーポイント	2月	夜	2,100
ワード応用	2・3月	夜	2,100

県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554(43)8911			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)
12月～2月 開講講座なし ※3月開講予定講座 3次元CADによる機械設計基礎 ホームページ開設(基礎編/応用編)			

県立就業支援センター TEL055(251)3210			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円)
労働法基礎講座	12月	夜	2,100
エクセルビジネス関数テクニック講座	12月	夜	2,100
年金相談業務講座	1月	夜	2,100
アクセス基礎講座/応用講座 ※2講座を一括開講	1・2月	夜	4,200
初心者のためのパソコン講座(第2回)	2・3月	夜	2,100

※申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。
 ※時間帯については、原則として<昼：9時～16時/夜：18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
 ※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。➡ <http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/index.html>
【お問い合わせ先】 県産業人材課 人材育成担当 TEL: 055-223-1567

がん医療に関する県民公開シンポジウム「THE 肺がん最前線」を開催します

県では、肺がんに関する最新治療や禁煙対策などについて、専門の先生方による講演及びシンポジウムを開催します。自分のため、大切な人のために、自分にできること、考えてみませんか。

- ◇日 時 12月6日(土) 午後1時30分～4時30分(受付 午後1時～)
- ◇場 所 山梨県立文学館 講堂
- ◇内 容 (1)講演会
講師 宮下 義啓氏(山梨県立中央病院 がんセンター統括部長) 後藤 太一郎氏(山梨県立中央病院 肺外科副科長)
大西 洋氏(山梨大学 医学部 放射線医学講座教授) 松尾 邦功氏(一宮温泉病院 日本禁煙学会認定専門医)
- (2)総合討論
コーディネーター 小俣 政男氏(山梨県立病院機構 理事長)
- ◇参加費 無料
- ◇申 込 住所・氏名・連絡先を明記の上、FAX・Eメールで申し込んでください。
- ◇申込・問い合わせ先 県健康増進課 TEL 055-223-1497 FAX 055-223-1499

詳しくはホームページをご覧ください。 [山梨 がんシンポジウム](http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/simpo.html) <http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/simpo.html>

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくは
ホームページをご覧ください

<http://chutaiyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

平成27年度男女共同参画推進事業者等表彰について

県では、男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者等を表彰しています。

次の内容を参照いただき、該当となる事業所、団体等ありましたら推薦をお願いします。

なお、平成27年度の推薦様式等詳細につきましては、12月中旬までに県民生活・男女参画課ホームページに掲載します。

1 対象

- ・営利、非営利を問わず、県内で人を雇用して事業を行う個人又は法人、団体等（法人格を有しないものを含む）であり、次に掲げるいずれかの取組に成果が見られ、他の模範となる事業者。

2 選考の観点

- ① 女性労働者の能力発揮を促進し、活用を図るための積極的な取組を行っている。
例 *積極的に女性の管理職を登用している。
*女性の能力開発のための研修や資格取得支援を実施している。
- ② 仕事と育児・介護の両立支援をするため、法の規定を上回る制度や柔軟な働き方ができる制度を持っており、その制度が活用されている。
例 *法的期間より長い育児休業制度の導入や、育児や介護のための短時間勤務制度やフレックス制を導入している。
*事業所内に託児施設を設置している。
- ③ 家族従事者の役割を適正に評価するとともに、経営や生産に関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進している。
例 *家族経営協定を締結している。

●問い合わせ先／県民生活・男女参画課男女共同参画担当 TEL 055-223-1358

山梨県最低賃金が変わりました！

平成26年10月1日から「1時間 721円」です。

「山梨県最低賃金」は、平成26年10月1日から1時間721円（15円の引上げ）に改定されました。

*「特定最低賃金」適用労働者を除き、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなど、全ての労働者に適用されます。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

*山梨県の「特定最低賃金」とは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車・同付属品製造業の2業種です。

○最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】

もう、
チェックした？



「労働条件相談ほっとライン」を開設します

厚生労働省は平成26年9月1日から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開設しています（委託事業）。違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名での相談も可能です。労働条件でお悩みの方、お気軽にご相談ください。

【フリーダイヤル】0120-811-610（はい！ろうどう） 携帯電話・PHSからも利用可能

★開設期間：平成26年9月1日（月）～平成27年3月31日（火）

★受付時間：平日（月・火・木・金） 17時～22時

土日 10時～17時

※12月6日（土）は、12時～17時

※年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

労働災害の大幅な増加に伴う緊急要請

山梨労働局（局長 三浦宏二）は、平成26年9月25日に労働災害防止団体等に対し労働災害に向けて緊急要請を行うとともに、経営者団体及び公共工事の発注機関である山梨県、市町村に対して、当該緊急要請の実施について協力要請を行いました。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育、職長に対する教育など、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成27年4月1日からパートタイム労働法が変わります!

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。(平成27年4月1日施行)

～パートタイム労働法改正のポイント～

- I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます。<法第9条>
有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。
- II 「短時間労働者の待遇の原則」が新設されます。<法第8条>
事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。
- III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務が新設されます。<法第14条第1項>
事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理改善措置(「賃金制度」「教育訓練」「正社員転換推進措置」等)の内容について、説明しなければならないこととなります。
- IV パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務が新設されます。<法第16条>
- V 相談窓口の周知を行う必要があります。<施行規則第2条>

パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

改正法の詳細は、厚生労働省ホームページ(*)、お問い合わせは山梨労働局雇用均等室(甲府市丸の内1-1-11 TEL055-225-2859)へ。
* <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1o.html>

ワーク・ライフ・バランス取り組み企業紹介

株式会社 オーティックメカニカル

会社概要	創業	1985年
	所在地	南アルプス市 従業員数 男性35名 女性7名
	事業内容	製造業(FA機器、自動組立機、自動検査機等の自動機の開発、設計及び製造販売)

取組のきっかけ 2010年、セミナーで「ワーク・ライフ・バランス」(WLB)の言葉を知り、我が社で活動を進めてきた事のいくつかがWLBに合致することがわかり、WLBを意識するようになりました。翌年の経営計画書(方針)には、「残業、休日出勤を減らしワーク・ライフ・バランスを考え、尚且つ売上、利益が上がる体制にする」との社長の方針が示され、36協定の見直しを進めるなどWLBを考えるきっかけとなりました。

- 取組内容**
- ① 時間外の削減に関する取り組み(36協定、定時退社日、残業届出制等)
 - ② 有給休暇取得の推進(取得率把握、時間単位有給休暇制度、フレックスタイム制導入、中抜け制度等)
 - ③ 休業制度の導入(育児・介護休業制度導入等)
 - ④ メンタルヘルスケアの強化(外部専門家による無料カウンセリング制度、定期的な教育等)
 - ⑤ 家族を巻き込んだ社内行事の実施(社員旅行、花火大会、バーベキュー等)
 - ⑥ その他(FPの無料相談、保養所利用補助、クラブ活動、勤続10年で旅行券プレゼント等)

効果と課題 手厚い福利厚生制度で優秀な人材を集めたり、組織体制の見直しや、業務の効率化により時間外を削減してゆとりを増やし「社員の心身の健康を守る」を目標に取り組んできました。
結果として、時間外削減に関する意識は上がり、時間外は減少しました。時間外削減と納期厳守は相反する事になる為、いかに効率を上げそれらを実現するかが課題として残りました。
現代病と言われるメンタルヘルス問題については、残念ながら社員が発症して初めて取り組んだ事であり、次の発症者を避けたいためにも、多少コストはかかるものこれからも継続して取り組みたいと思います。
我が社のWLBは発展途上であり、胸を張って「取り組んでいます」と言えるようこれからも活動を継続しようと考えています。

新発売

完全版 相談担当者必見!!

専門家から学ぶハラスメント対応

～被害者・行為者ヒアリングから問題解決まで～

DVD
50分

おすすめのポイント

- 相談担当初心者から経験者まで、この一本でポイントが習得できる完全版!!
- 最近の女性活躍を背景にした事例に沿って専門家ならではの豊富な経験に基づいた、即実践可能な解説内容!

内容

「相談対応にあたっての基本的な心得」

【事例1】「キャリアアップを目指す女性へのパワハラ・セクハラ」
～被害にあった相談者からのヒアリングの進め方～

【事例2】「短時間勤務者への同性からのパワハラ・セクハラ」
～行為者へのヒアリングの進め方および問題解決のための対応～

【事例3】「メンタルヘルスの問題に至ったパワハラ」
～第三者・行為者へのヒアリングの進め方～

「相談担当者の皆様へのメッセージ」

文教大学 人間科学部 教授
博士(教育学)・臨床心理士
布柴 靖枝 (監修・解説)

価格：35,000円+税

動画サンプルもご覧いただけます。⇒URL (http://www.order-jiwe.jp/book_list.php)

お申込み・お問い合わせ：21世紀職業財団 (tel：03-5844-1665)

ジョブ・カード制度を利用しませんか。

「ジョブ・カード」を活用した職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保したい企業と、正社員の経験が少ない求職者などとのマッチングを促進する国の制度です。

職業訓練を実施する企業では、訓練生の適性や能力などを判断したうえ、正社員として継続雇用できます。



また、一定条件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

たとえば、キャリアアップ助成金では非正規社員に対するキャリアアップ計画を策定し、有期実習型訓練を実施・正社員雇用すると2つの助成を受けることができます。

有期実習型訓練とは、企業が自社の業務に合った実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた実践的な訓練です。企業が訓練を実施し、一定の要件を満たした場合には人材育成コース助成金を、また当該の訓練性を訓練終了後正社員として雇った場合には正規雇用等転換コース助成金を、それぞれ受けることができます。

詳しくは、甲府商工会議所 山梨県地域ジョブ・カードセンターへ TEL 055-233-3225

山梨産業保健総合支援センターからのお知らせ

メールマガジンを活用してみませんか!?

当センターでは、働く人々の健康を確保するため、産業保健スタッフ等に対し研修会や相談、情報提供等を通じた支援を行っています。特にメールマガジンやホームページを活用してセミナーへのご案内や窓口相談等産業保健に関する情報提供を無料で提供しています。この機会に、メールマガジンへの登録を試みてはいかがでしょうか。

登録につきましては、ホームページ又は下記にお尋ねください。

甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階
 独立行政法人労働者健康福祉機構 山梨産業保健総合支援センター
 電話 055-220-7020(代) FAX 055-220-7021
 Web <http://sanpo19.jp>

労使紛争の解決援助制度をご利用ください!

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

解決事例紹介

会社員Xは、定年退職直前にY社から初めて退職金の支払い方法について説明を受けた。54回払いとのことだったので、納得できないと伝えた。

その後、Xは電話でY社に対して2年以内の分割払いなら妥協できると伝えたところ、会計士と相談するから待ってくれと言われた。

しばらくして、XはY社から連絡がないため再度電話したところ、もう1週間待ってほしいと言われた。

その後、XはY社から2年以内の分割払いは出来ないと言われたため、Xは本労働委員会にあっせん申請した。

労働委員会はY社に赴き聞き取り調査を行った。Y社はあっせんと平行して当事者同士の話し合いを進めていきたい意向を示した。

その後、Xから、当事者間の自主交渉により紛争が解決したということで、あっせん申請取り下げ書の提出があり、解決となった。

労働委員会にあっせんで申請したことにより、会社側の姿勢も話し合いの方向に変化し、解決につながったものと考えられる。

労使紛争でお困りの方は、山梨県労働委員会事務局(TEL 055-223-1827)までご相談ください。

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。

山梨県産業労働部労政雇用課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1563 FAX 055-223-1564
 ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>
 E-mail:rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp